

2月未が最終封筒

文書番号 熱建建第 号		目次番号					
決裁区分	市長 副市長 部長 課長					区分 至急□ 秘密□ 重要□	
	收受	平成	保存年限	1	5		10 永
	起案	平成 21. 11. 18	類目				公印承認欄
	決裁	平成					
	施行	平成	付記				
	完結	平成					
		主 管	建設部 建設課	先方の文書 付 第 号			
あて先		発信	□市長 □副市長				
		者名	□部長 □課長 □()				
標題		における、熱海市内の開発等について					
〔照会 回答 通知 依頼 報告 復命 締結 申請 制定 指令 決定 ()〕							
標題の件につきまして、11月17日(火)午後 [] 内において下記内容の確認をしましたので報告します。							
建設課 [] まちづくり課 [] [] [] [] [] []							

熱海市

①赤井谷土採取について

平成19年4月に受理をしている土採取の届出については採取期限が切れ、無許可状態である。県からも指摘をうけているので、あらためて届出をしてほしいと伝える。

(これについては口頭と合わせ公文書にて通知)

工法については既に[]氏と協議を進めているので、継続して協議を行い新たな(変更)届出については、11月30日までとした。(計算書の作成が間に合わないということがあるので、書式及び図面等については期日中に提出するよう伝えた。)

また、当初届出の面積については9,466m²となっているが、もう一度現在の現場を測量し対象地の面積を確認すること(10,000m²以上は県への届出となるため)、並びに防災上の措置をとるよう指導した。

②日金町の件について

道路際にガラや残材が置いてある、安全上や見た目にもよくないため撤去するよう伝える。

また隣接地[]氏への対応も依頼。

この件については12月10日までに対応すると返答があった。

③伊豆山七尾の件

現在ガラ等が積んである場所について、保健所は仮置きの形で認めており、管理をしていることを現場に現してほしい。また、不法投棄がされているようなので立入禁止の対策等をとるよう伝えた。

これについては[]氏が11月中に対応することとし、対策時に市も立会いすることとした。

仮置きしているガラの処理及び今後の予定については、機材の調達が難しいこと、予算がないことから現状では難しいとのことです。

④上多賀駅裏の件

みかんの時期となるため、農道の復旧を最優先でお願いしたい。

この件については今月28日までに、車両通行可能な状態にすること。

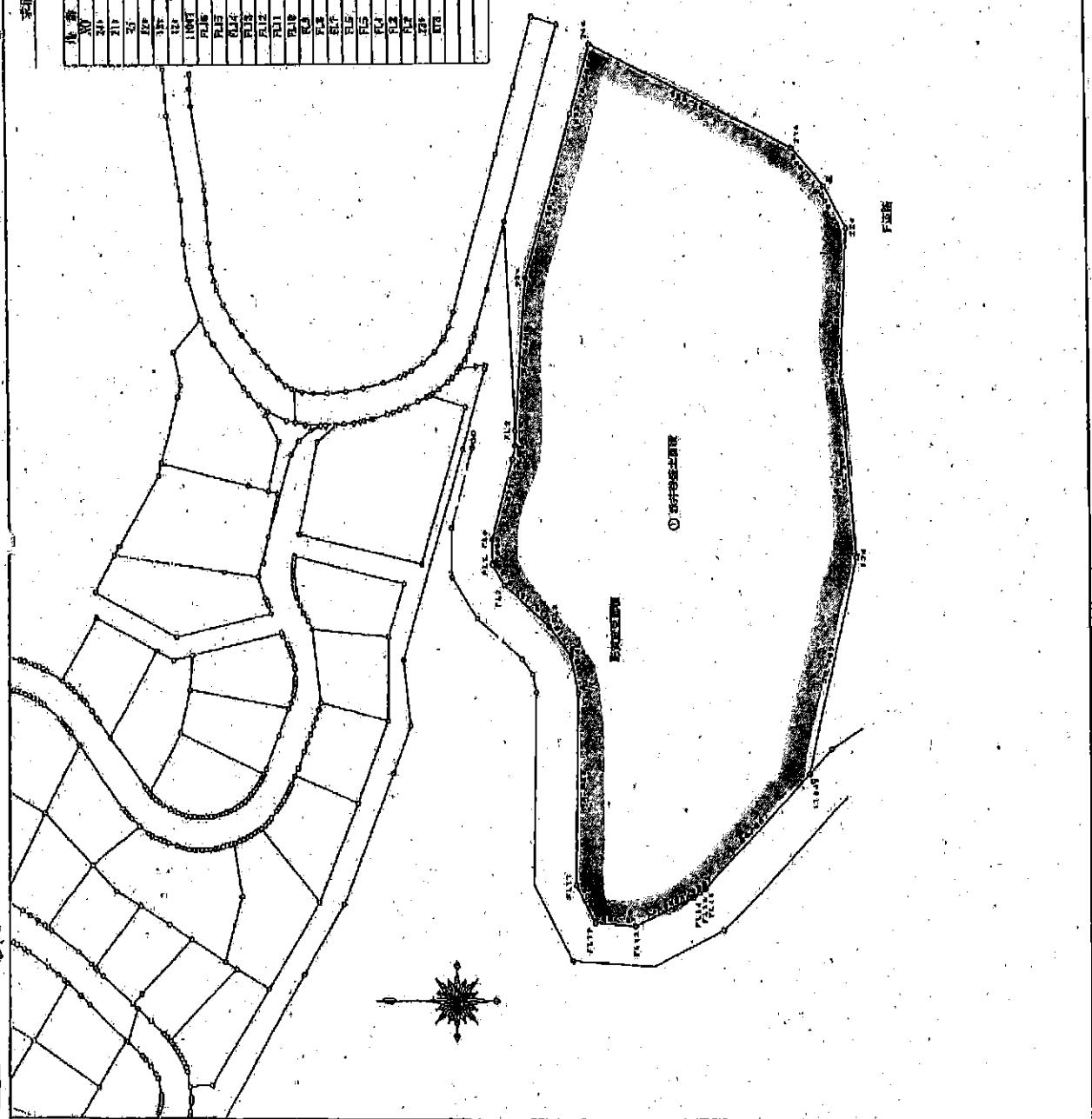
先日の台風により宝泉寺の墓地や市道に流出した土砂について、今後も大雨があれば同じ様な状況が考えられるので対策をしてほしいと伝える。

この件については、まず24日か25日に地元自治会長へ謝罪に出向き、その後対策としては考えている方法があるので実施する。ただし現状の水路については市で改良する等をしてほしいとのことであった。

以上のやりとりがありました。優先順序としては①上多賀②赤井谷③日金町④七尾で確認しました。

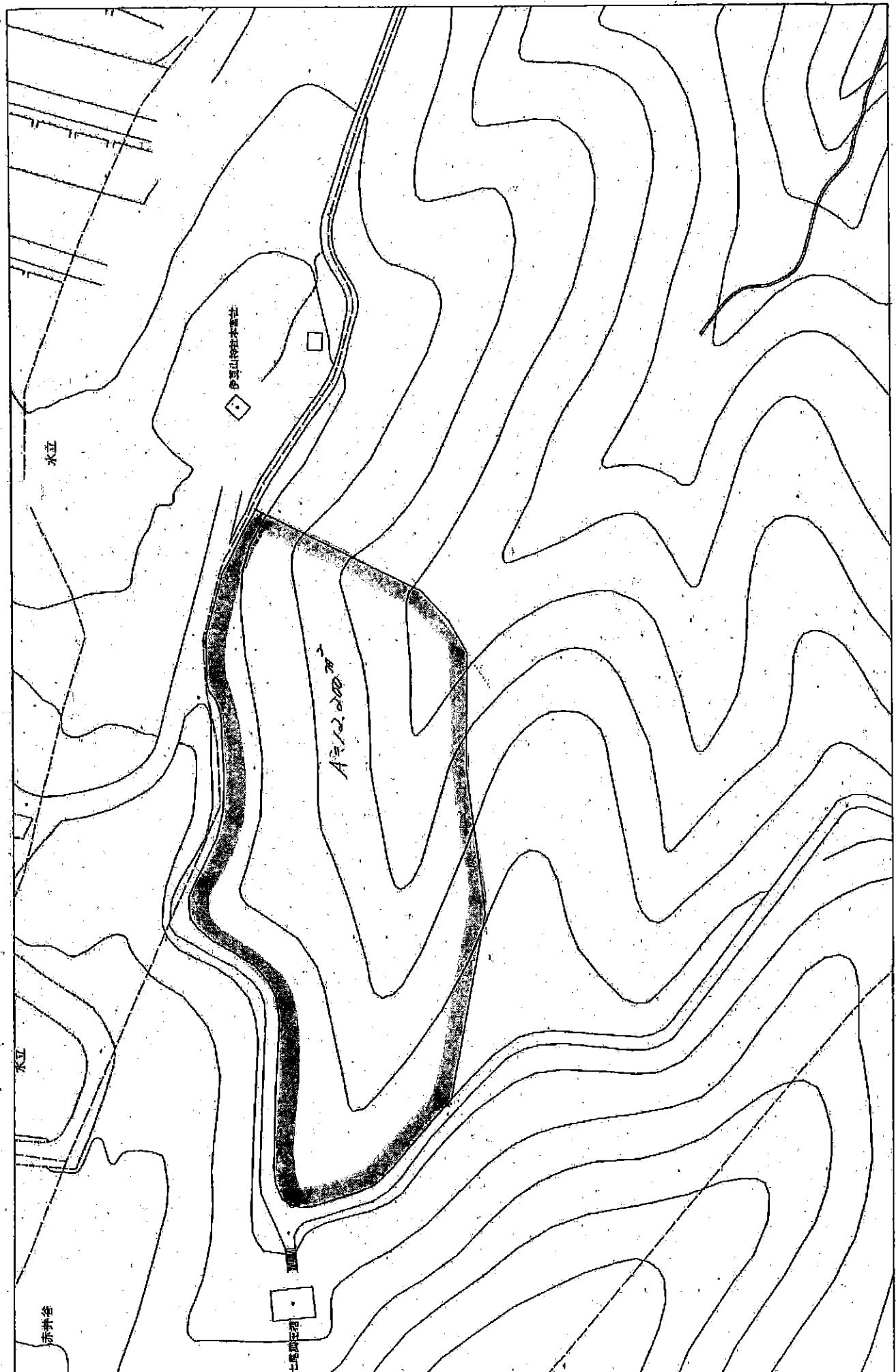
卷之二

校



赤井谷盛土求積圖 縮尺1:1000

H21年11月27日作成



平成 21 年 11 月 4 日 热土、東農、市で合同会議後の対応

平成 21 年 11 月 5 日 热海警察署生活安全課 [] 氏に電話相談 許認可を得て埋土を行って
いる以上は、監督官庁が事情聴取して事件性があれば警察とことになるとのことであった。

同日 [] 氏に電話連絡 [] 氏同席で来庁指示（11 日～13 日に来庁予定）

同日 厅内対応会議（部長以下関係課） 早急に土砂搬入を停止させることで一致手法等
は热土等と協議することとなつた。（条例第 6 条による措置命令発令）

平成 21 年 11 月 6 日 東部健康福祉センター [] 来庁 産業廃棄物投棄（汚泥）
の可能性等を説明したが、特定するのが難しいとのことであった。その後現地調査で []
氏と面会し、搬入土の出所等を明確にできるよう行政指導を行つた。また、土採取の期間
及び工法変更の届出が未提出であることを説明した。[] 氏は、書類は [] が対応
する契約？となつてゐるため、[] 氏と連絡を取り合い対応するとのことであった。昨日
[] 氏に連絡した旨伝えた。（来週後半来庁を指示した。）

同日 [] 氏から電話連絡 [] 氏から連絡があつたので書類提出したいがと相談を受け
る。[] 氏の考えを考慮した工法等で変更するのでよく協議をして提出するよう指示した。
来週来庁するとのことであった。

同日 热土 [] 、[] と協議 現在の市の方針（条例第 6 条の措置命令）を伝
えた。しかし、搬入土停止させることが目的ではなく、土砂流出防止の防災措置が最大の
目的であるため再度検討するとして協議を終了した。

同日 [] 氏、[] 氏に電話連絡 [] 氏に [] 氏の考えている工法を反映した書類及び
期間切れであることを再度説明し早急に作成するよう強く指示した。

平成 21 年 11 月 9 日 热土 [] から電話連絡 いきなりの法的措置はいかがなものかと
参考意見を聞く。なお、土採取の正式な相談窓口は、県庁土地対策室である。（热土用地管
理課も相談には乗ると言つていたそうである。）

平成 21 年 11 月 10 日 建設課 [] [] [] まちづくり課 [] [] []

[] 産業振興課 [] 対応協議

期間切れをどうするのか

- ① 無許可状態であり直ちに工事の停止の措置命令を発令する。
- ② 黙認（口頭による指導はしていた。）していたことも踏まえ現場と書類の整合性を指示
して変更届出書の提出を求める。

①②で議論した結果②行政指導文書を発送する。期日内に提出されなかつた場合は、土砂
の搬入停止及び防災措置の要求の措置命令することで一致した。

平成 21 年 11 月 11 日 道初川の渦り確認（通勤中）

同日 県庁土地対策室 [] [] [] [] [] [] 市まちづくり []
[] [] が合同で調査（[] 関連現場調査）七尾一日金町一多賀（土砂流出
を確認伊豆山 J A付近）

平成 21 年 11 月 12 日 [] 行政指導を行うこと及び現在の状況を報告した。

平成 21 年 11 月 13 日 [] 氏から電話 赤井谷の何が問題だと発言があったので、土砂流出（蓬初川、伊豆山港）が問題だと回答した。[] 氏から本日電話があり 16 日 9:00 頃に来庁すると聞いているが本当か？忙しいから当日朝電話するとのことであった。

同日 [] 氏来庁 東農 []、建設課 []、産業振興課 []、まちづくり課 []、[] と協議 土砂流出（泥流）防止の措置を指導した。現在別会社から堰堤築造の見積を依頼しており、早々に工事に取りかかる予定であると回答を得た。天候不順もあり土砂の搬入は暫く行わないとのことであった。本日は、行政指導文書を渡す予定であったが、[] 関係者不在のため来週渡す予定である。土採取及び伐採届出の変更届出を改めて指示した。16 日 10:00 に [] 打合せを行うのでその結果を報告してもらうことにした。また、[] 氏に [] 氏に来庁要請もお願いした。[] 行政指導文書を直接渡したいと伝えた。)

平成 21 年 11 月 14 日：伊豆山港獨り確認（土曜日だが通りかかったので確認した。）

平成 21 年 11 月 16 日 [] 氏から電話 本日 [] 氏同席で来庁を予定していたが都合が悪くなつたので行けないと連絡があった。

平成 21 年 11 月 17 日 [] 訪問（建設課 []、[] まちづくり課 []
[] 先方 []、[]、[]、[]）

行政では、現在無許可及び防災工事が不十分で埋土を行っていることを問題視している。
書類（変更手続き）は [] 氏が主で作成、現場管理の [] 氏の構想を図面化して今月末までに提出することを約束した。

改良材で土を補強して土壤堤（[] の構想）の築造と沈砂池の早急な施工を指示した。
現場が乾き次第の施工を約束した。

同日 伊豆山港獨り確認（ピーチラインから）

平成 21 年 11 月 18 日 [] 氏、[] より電話 書類作成について相談に乗るから近日中に来庁を指示した。現場が乾いたら沈砂池の築造を始めたいと連絡があった。

平成 21 年 11 月 27 日 [] 逮捕（組織犯罪処罰法違反）

熱建建第571号
平成21年11月13日

様

熱海市長 齊藤 栄

熱海市伊豆山宇赤井谷における土の採取等について（通知）

平成19年4月9日付け熱建設第208号で受理した土の採取等について、下記事項を守られるよう通知します。

記

1. 指示事項

- ①工期及び工法等について変更の手続きを行うこと。
- ②附帯条件に記した、災害を防止するための必要な措置を取ること。
- ③土採取行為面積を確定すること。

2. 提出期限

平成21年11月30日

3. 提出先

熱海市建設部建設課

住所 〒413-8550 热海市中央町1番1号

電話 0557-86-6405・6409

※ 指定日までに提出されない場合には、法的措置に移行せざるを得ませんので、念のため申し添えます。

熱観産第140号

平成21年11月13日

様

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市伊豆山字赤井谷 [] 地内における森林法の規定による
伐採及び伐採後の造林届出書について

森林法第10条の8第1項の規定により平成21年7月20日付けで提出された、伐採及び伐採後の造林届出書について、記載事項に不備があり、届出書受理通知書の発出ができません。つきましては、下記の指示事項について、伐採及び伐採後の造林届出書の補正を行うか、新たな伐採及び伐採後の造林届出書を提出してください。

記

1 指示事項

伐採及び伐採後の造林届出書に伐採の期間・伐採跡地の用途等、未記載部分を記載すること。

位置図(1/25,000)、森林計画図(1/5000・A3又はA4)を提出すること。

2 補正又は提出の期限

平成21年11月30日

3 その他

補正又は提出の期限までに指示事項を履行していただけない場合は、伐採及び伐採後の造林届出書を返戻します。

補正・提出先

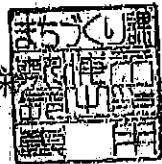
熱海市観光経済部産業振興課 (担当 [])

〒413-8550 热海市中央町1番1号

電話 0557-86-6214・5

熱建まち第2114-20号
平成21年11月17日

熱海市長 齊藤 伸



宅地造成等規制法の報告書について（再送）

下記宅地造成に関する工事について、貴社が関与している事実の有無（ある場合はその具体的な内容）を書面にて回答願います。

記

1. 宅地造成に関する工事の概要

(1) 許可番号、年月日

平成18年4月11日付け熱建建第1811-2号（当初許可）

平成19年7月24日付け熱建建第1912-4号（最新許可）

(2) 宅地の所在及び地番

熱海市伊豆山字嶺ヶ原[REDACTED]字水立[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

(3) 宅地の面積

49,850.46m²

(4) 許可を受けた者

2. 回答の期限

平成21年11月27日

3. 回答先

熱海市建設部まちづくり課（担当：[REDACTED]）

住所：〒413-8550 热海市中央町1-1

電話：0557-86-6388

4. 平成21年8月27日付け熱建まち第2114-9号で文書発送しましたが回答していただけないため再度依頼するものです。

書
記
送
達

平成21年11月17日 午前・午後ノ0分

下記のとおり送達した。

送達を受けるべき者		(送達者) まちづくり課		出会送達又は 差置送達した 場合の送達の 箇所又は場所
住 所	姓 名	交付送達	出会送達	
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

文書番号熱建建第 571 号 (1通)
 文書番号熱採建第 140 号 (1通)
 文書番号熱規産第 2114-20 号 (1通)

1. 静岡県土採取等規制条例指示書
 2. 森林法伐採届に対する補正指示書
 3. 宅地造成等規制法の報告依頼書

(同行者) 備 考
 建設課 まちづくり課

